

## 意見書

何年何月何日

申請者氏名	申請先	都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）選挙管理委員会委員長
	領事官	在何日本国大使（在何日本国総領事） （何出張駐在官事務所）

省公  
略印

- 1 申請者の本人確認  
本人であることが、確認された 確認できなかった  
判断の基礎となった申請者の資格又は地位を証明する書類  
日本国旅券  
その他
- 2 同居家族等を通じた旅券等の提示についての確認 [左の年月日： 年 月 日]  
同居家族等を通じた提示の場合、  
提示した者が同居家族等であることが、申請者に係る在留届により、  
確認された 確認できなかった  
提示した者が申請者の委任を受けていることが、申出書により、  
確認された 確認できなかった  
提示した者が委任を受けた本人であることが、日本国旅券により、  
確認された 確認できなかった
- 3 申請者の住所要件についての確認  
(1) 住所要件期間が3か月以上である場合  
当該領事官の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有することが、  
確認された 確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]  
判断の基礎となった文書  
在留届  
その他 ( )
- (2) 住所要件期間が3か月に満たない場合  
申請書に記載された当該領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日から申請日までの間、当該領事官の管轄区域内に住所を有することが、  
確認された 確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]  
判断の基礎となった文書  
在留届  
その他 ( )  
申請書に記載された当該領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日から3か月を経過した日において当該領事官の管轄区域内に住所を有することが、  
確認された 確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]  
確認の方法 ( )
- 4 住所以外の送付先についての確認  
「住所以外の送付先」欄に記載がある場合、  
住所以外の送付先が在留届の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所であることが、  
確認された 確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]
- 5 令第23条の3第3項第3号又は第4号に掲げる場合に該当する旨の届出があった場合  
当該届出の内容が事実であることが、  
確認された 確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]  
判断の基礎となった文書  
在留届  
養子縁組の届出（戸籍法第66条の届出） 養子離縁の届出（戸籍法第70条の届出）  
婚姻の届出（戸籍法第74条の届出） 離婚の届出（戸籍法第76条の届出）  
生存配偶者の復氏の届出（戸籍法第95条の届出） 入籍の届出（戸籍法第98条の届出）  
分籍の届出（戸籍法第100条の届出） 氏名変更の届出（戸籍法第107条又は第107条の2の届出）  
転籍の届出（戸籍法第108条の届出） 就籍の届出（戸籍法第110条の届出）  
その他 ( )
- 6 その他上記1から5までを確認するに当たって判明した申請者に係る特殊事情  
( 判明した事項及びその判断の基礎となった文書： )

備考

「3 申請者の住所要件についての確認」欄の(1)及び(2)の「その他」欄は、在留届以外の文書で住所要件の確認をした場合に、当該文書名（アパートの契約書、住所の記載のある何年何月何日発行の滞在許可証、等）を記載しなければならない。また、3(2)の「確認の方法」欄は、確認するためにとった措置（往復郵便により確認、等）を記載しなければならない。